

作成日 2021年 4月 6日
改訂日 2021年 8月 24日

安全データシート(SDS)

1. 製品及び会社情報

製品名 DHラバー

会社名 株式会社 ダイドーハント
住所 〒 564-0063
大阪府吹田市江坂町一丁目十二番三十八号 江坂ソリトンビル

担当部門 ソーラー・エコ事業部
電話番号 06-6190-9936
FAX 06-6190-9939
緊急連絡先 06-6190-9936

2. 危険有害性の要約

物理化学的危険性

爆発物	分類できない	自然発火性固体	分類できない
可燃性ガス	区分に該当しない	自己発熱性化学品	分類できない
エアゾール	区分に該当しない	水反応可燃性化学品	区分に該当しない
酸化性ガス	区分に該当しない	酸化性液体	区分に該当しない
高压ガス	区分に該当しない	酸化性固体	分類できない
引火性液体	区分に該当しない	有機過酸化物	区分に該当しない
可燃性固体	分類できない	金属腐食性化学品	分類できない
自己反応性化学品	分類できない	鈍化性爆発物	分類できない
自然発火性液体	区分に該当しない		

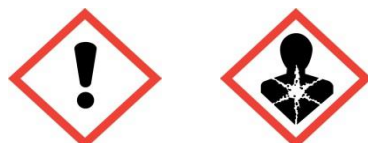
健康に対する有害性

急性毒性 (経口)	分類できない	皮膚感作性	分類できない
(経皮)	分類できない	生殖細胞変異原性	分類できない
(吸入:気体)	区分に該当しない	発がん性	区分2
(吸入:蒸気)	区分4	生殖毒性	区分1B
(吸入:粉塵・ミスト)	分類できない	(授乳に対する影響)	分類できない
皮膚腐食性/刺激性	区分2	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分1
眼に対する重篤な 損傷性/眼刺激性	区分2A	(反復ばく露)	区分3(麻酔作用)
呼吸器感作性	分類できない	誤えん有害性	区分1
			分類できない

環境に対する有害性

水生環境有害性 短期(急性)	区分2
長期(慢性)	区分3
オゾン層への有害性	分類できない

絵表示



注意喚起語 危険

2. 危険有害性の要約(続き)

危険有害性情報 H315 皮膚刺激
 H319 強い眼刺激
 H332 吸入すると有害
 H336 (麻酔作用)眠気またはめまいのおそれ
 H351 発がんのおそれの疑い
 H360 生殖能または胎児への悪影響のおそれ
 H370 中枢神経系・呼吸器系・肝臓・腎臓の障害
 H372 長期にわたる、または反復ばく露による神経系・呼吸器系の障害
 H401 水生生物に毒性
 H412 長期継続的影響により水生生物に有害

注意書き

【安全対策】

P201 使用前に取扱説明書入手すること。
 P202 すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
 P260 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
 P264 取扱い後、手をよく洗うこと。
 P270 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
 P271 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
 P273 環境への放出を避けること。
 P280 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

【応急措置】

P302 + P352 皮膚に付いた場合: 多量の水と石鹸で洗うこと。
 P304 + P340 吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 P305 + P351 + P338 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 P308 + P311 ばく露またはばく露の懸念がある場合: 医師に連絡すること。
 P308 + P313 ばく露またはばく露の懸念がある場合: 医師の診断/手当を受けること。
 P312 気分が悪い時は、医師に連絡すること。
 P314 気分が悪い時は、医師の診断/手当を受けること。
 P332 + P313 皮膚刺激が生じた場合: 医師の診断/手当を受けること。
 P337 + P313 眼の刺激が続く場合: 医師の診断/手当を受けること。
 P362 + P364 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

【貯蔵】

P403 + P233 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。
 P405 施錠して保管すること。

【廃棄】

P501 内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則(明示する)に従って適切に廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物

成分及び含有量(危険有害物質を対象)

成分名	含有量(%)	CAS No.
アスファルト	1.0~2.0	64742-93-4
エチルベンゼン	3.5	100-41-4
カーボンブラック	2.0~4.0	1333-86-4
キシレン	23.0	1330-20-7
酸化カルシウム	2.0~4.0	1305-78-8

4. 応急措置

- 吸入した場合 : 空気の新鮮な場所へ移し、衣服を緩め、呼吸しやすい姿勢で安静にさせる。
: めまい、咳等がひどい場合は直ちに医師の診察を受ける。
- 皮膚に付着した場合
(衣服に付着した場合) : 汚染された衣類、靴などを脱ぎ捨てる。
: 触れた部分を水又は適温の湯を流しながら洗浄した後、石鹼を使ってよく洗い落とす。
: 皮膚刺激または発疹が生じた場合、医師の診断/手当てを受けること。
: 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯/汚染の除去をすること。
- 眼に入った場合 : 清浄な水で15分以上眼を洗浄した後、眼科医の診断/手当てを受ける。
: 眼の刺激が続く場合は、医師の診断/手当てを受けること。
- 飲み込んだ場合 : 水でよく口の中を洗わせる。
: 無理に吐かせないこと。
: 意識がない被災者には、口から何も与えてはならない。
: 以上のいかなる場合においても、応急措置を速やかに行い、必ず医師の診断を受けること。

5. 火災時の措置

- 消火剤 : 小火災…粉末消火剤、炭酸ガス、泡消火剤(耐アルコール性)、乾燥砂
: 大火災…散水、噴霧水、泡消火剤(耐アルコール性)
- 使ってはならない消火剤 : データなし
- 特有の危険有害性 : 火災によって刺激性・毒性のガスを発生する恐れがある。
(一酸化炭素、二酸化炭素、窒素酸化物、等)
- 特有の消火方法 : 周辺への関係者以外の立入を禁止する。
: 危険でなければ火災区域から容器を移動する。
: 移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。
: 消火後も、大量の水を用いて十分にを冷却する。
: 消火作業は風上から行うこと。
- 消火活動を行う者の保護 : 消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、
保護具及び緊急時措置 : 漏出物に触れたり、その中を歩いたりしない。
: 作業者は適切な保護具(8. ばく露防止及び保護措置の項を参照)を着用し、眼・皮膚への接触や吸入を避ける。
: 密閉された場所に立入る前に換気する。
- 環境に対する注意事項 : 河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。
: 環境中に放出してはならない。
- 封じ込め、浄化の方法
及び機材 : 作業者は適切な保護具(8. ばく露防止及び保護措置の項を参照)を着用し、空容器に回収する。後で廃棄処理する。
- 二次災害の防止策 : すべての着火源を速やかに取り除く。(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策 : 『8. ばく露防止及び保護措置』を参照。

安全取扱い
注意事項 : すべての安全注意を読み、理解するまで取り扱わないこと。
: 周辺で火気の使用を禁止する。
: 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。
: 加熱は換気の良い区域で行うこと。
: 環境への放出を避けること。

接触回避 : 『10. 安定性及び反応性』を参照。

衛生対策 : 接触、吸入又は飲み込まないこと。
: 眼に入れないこと。
: 取扱い後はよく手を洗い、うがいをする事。
: この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
: 食事する場所に入る前に、汚染された衣類や保護具を取り外すこと。

保管

技術的対策 : 保管場所には取り扱うために必要な採光、照明及び換気の良い区域にすること。
: 施錠して保管すること。

安全な保管条件 : 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。禁煙。
: ハロゲン、強酸、アルカリ、酸化剤から離して保管すること。
: 換気の良い冷所で保管すること。
: 直射日光や火気を避けること。
: 高温多湿を避けること。

安全な容器包装材料 : データなし

8. ばく露防止及び保護措置

混合製品としての濃度基準は定められていない。

管理濃度 : エチルベンゼン…20ppm
: キシレン…50ppm
(作業環境評価基準 別表)

許容濃度 (ばく露限界値、
生物学的指標) : エチルベンゼン…20ppm 87mg/m³(暫定)
: キシレン(全異性体およびその混合物)…50ppm 217mg/m³
: カーボンブラック(第2種粉塵として)
吸入性粉塵…1mg/m³ 総粉塵…4mg/m³
(許容濃度等の勧告(2020年度) 日本産業衛生学会)

設備対策 : 加熱等、高温時に揮発分や臭気が発生する場合、局所排気装置を設置する。
: 全体換気や局所排気により、空气中濃度をばく露限界(許容濃度)以下に管理する。
: 取扱い場所の近くに、手洗い・洗眼設備を設置する。

保護具

呼吸用保護具 : 必要に応じ、有機ガス用保護マスクを着用すること。
手の保護具 : 保護手袋(不浸透性、耐油性)を着用すること。
眼の保護具 : 保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)を着用すること。
皮膚及び身体の
保護具 : 作業用保護衣、安全靴、安全帽を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	: ペースト状
色	: 黒色
臭い	: 有機溶剤臭
沸点または初留点及び沸点範囲	: データなし
引火点	: 33°C
自然発火点	: データなし
分解温度	: データなし
蒸気圧	: データなし
比重	: 1.2~1.4

10. 安定性及び反応性

反応性	: 通常の取扱いにおいては安定である。
化学的安定性	: 通常の取扱いにおいては安定である。
危険有害反応可能性	: データなし。
避けるべき条件	: 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。
混触危険物質	: ハロゲン、強酸、アルカリ、酸化剤、重合触媒
危険有害な分解生成物	: 一酸化炭素、二酸化炭素、窒素酸化物、その他刺激性のガス。

11. 有害性情報

混合物としてのデータなし。

急性毒性	
(経口)	: データなし
(経皮)	: データなし
(吸入:気体)	: データなし
(吸入:蒸気)	: エチルベンゼン…区分4 吸入すると有害(ラット LC50(4時間):4000ppm) : キシレン…区分4 吸入すると有害(ラット LC50(4時間):6700ppm)
(吸入:粉塵・ミスト)	: データなし
皮膚腐食性/刺激性	: 酸化カルシウム…区分1C 重篤な皮膚の薬傷及び目の損傷 (湿った皮膚に対して強い刺激性) : キシレン…区分2 皮膚刺激
眼に対する重篤な損傷性 /眼刺激性	: 酸化カルシウム…区分1 重篤な眼の損傷 : キシレン…区分2A 強い眼刺激 : エチルベンゼン…区分2B 眼刺激
呼吸器感作性	: データなし
皮膚感作性	: データなし
生殖細胞変異原性	: データなし
発がん性	: エチルベンゼン…区分2 発がんのおそれの疑い : カーボンブラック…区分2 発がんのおそれの疑い

11. 有害性情報(続き)

生殖毒性	: エチルベンゼン…区分1B 生殖能または胎児への悪影響のおそれ : キシレン…区分1B 生殖能または胎児への悪影響のおそれ
(授乳に対する影響)	: データなし
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	: 酸化カルシウム…区分1 呼吸器系の障害 / 区分2 消化器・全身毒性の障害のおそれ : キシレン…区分1 中枢神経系・呼吸器・肝臓・腎臓の障害 / 区分3 (麻酔作用)眠気またはめまいのおそれ : エチルベンゼン…区分3 (気道刺激性)呼吸器への刺激のおそれ / (麻酔作用)眠気またはめまいのおそれ
(反復ばく露)	: カーボンブラック…区分1 長期にわたる、または反復ばく露による呼吸器の障害 : キシレン…区分1 長期にわたる、または反復ばく露による神経系・呼吸器の障害 : 酸化カルシウム…区分1 長期にわたる、または反復ばく露による呼吸器系の障害 : エチルベンゼン…区分2 長期にわたる、または反復ばく露による聴覚器の障害のおそれ
誤えん有害性	: エチルベンゼン…区分1 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ : キシレン…区分1 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ : 酸化カルシウム…区分1 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ

12. 環境影響情報

混合物としてのデータなし。

水生環境有害性 短期(急性)	: エチルベンゼン…区分1 水生生物に非常に強い毒性 (甲殻類LC50:0.42mg/l) : キシレン…区分2 水生生物に毒性(魚類LC50:3.3mg/l)
長期(慢性)	: エチルベンゼン…区分2 長期継続的影響によって水生生物に毒性 : キシレン…区分2 長期継続的影響によって水生生物に毒性
オゾン層への有害性	: この製品中に、モントリオール議定書の附属書に列記された成分は含有していないため、分類できない。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	: 廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 : 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 : 廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
汚染容器及び包装	: 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 : 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

- 国連番号 : なし
- 国連分類 : なし
- 安全対策 : 輸送の前に容器の破損、腐食、漏れ等が無いことを確認する。
: 転倒、落下、破損がないように積み込み、荷崩れ防止を確実に行う。
: 重量物を上積みしない。
: 直射日光を避ける。
: 水がかからないように注意する。

15. 適用法令

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2 施行令第18条の2 別表第9)

- : アスファルト(11の3)
- : エチルベンゼン(70)
- : カーボンブラック(130)
- : キシレン(136)
- : 酸化カルシウム(190)

有機溶剤等(施行令 別表第6の2 有機溶剤中毒予防規則)

- : キシレン(第2種有機溶剤)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

指定化学物質(施行令第1条 別表第1及び第2条 別表第2)

- : エチルベンゼン(1-53)
- : キシレン(1-80)

毒物及び劇物取締法(毒物及び劇物指定令)

- : キシレン(政令・劇物 政令第2条第1項第22号の3)

消防法 : 危険物第二類 引火性固体

16. その他情報

- 参考文献 : JIS Z 7252(2019)
: JIS Z 7253(2019)
: 事業者向けGHS 分類ガイダンス(令和元年度改訂版(Ver.2.0))

- ※ 本「安全データシート」は、当社の製品を安全にご使用していただくために必要で、注意しなければならない事項を簡潔にまとめたものです。
- ※ 記載内容のうち、含有量、構成比率、物理化学的性質などの値は、代表値であって保証値ではありません。
- ※ 本文書の記載内容は、当社の最善の知見に基づくものですが、情報の正確さ、完全性を保証するものではありません。また、内容は新しい知見に基づき改訂されることがあります。
- ※ すべての化学品には未知の有害性がありうるため、また危険・有害性の評価も必ずしも十分でないため、取扱いには細心の注意が必要です。
- ※ ご使用者各位の責任に於いて、安全な使用条件を設定くださるようお願い申し上げます。